

動物愛護管理に係る平成20年度地方交付税措置の創設について

（事務連絡）
平成20年1月29日

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室から

各都道府県・指定都市・中核市動物愛護管理主管課（室）あて

動物愛護管理行政の推進につきましては、日頃より格段の御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、本年1月25日、都道府県、政令市及び中核市が動物愛護管理法に基づき犬及びねこを引き取ることによって生ずる下記の経費について、平成20年度より「動物愛護管理推進費」を新規に創設し、地方交付税の積算基礎である単位費用に衛生費の「動物愛護管理推進費」を盛り込んだ地方交付税法改正法案が閣議決定されましたので、お知らせします。

地方交付税は用途を限定しない一般財源ですが、動物愛護管理担当部局におかれましては、財政当局と当該情報を共有の上、各々の自治体の事情を勘案し、収容された犬及びねこで適性があるものには、できるだけ生存の機会を与えるよう、改めてお願いします。

記

1. 平成20年度地方交付税措置額（普通交付税）
約3.5億円（標準団体あたり4.7百万円程度）
2. 対象経費（積算基礎）
引取られた犬及びねこに係るエサ代3日分
新たな飼い主に譲渡される場合のワクチン代